

公文書管理法と条例制定済都県（14都県）の公文書管理条例との比較表

項目	機関名														
	国	山形県	群馬県	東京都	新潟県	長野県	三重県	滋賀県	兵庫県	鳥取県	島根県	香川県	愛媛県	高知県	熊本県
総則															
目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他の法令との関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書の管理															
文書作成義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書の整理、保存	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書ファイル管理簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書の移管又は廃棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書の管理状況の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書管理規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人文書の管理															
法人文書の管理に関する原則	○	○								○					○
法人文書の管理状況の報告等	○	○								○					○
法人文書管理規程	○	○								○					○
特定歴史公文書等の利用、保存等															
特定歴史公文書等の保存等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定歴史公文書等の保存等利用請求及びその取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用決定等の期限		○	○			○	○	○	○			○	○	○	
本人情報の取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三者に対する意見書提出の機会の付与等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用の方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
費用負担	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
審査請求及び公文書管理委員会への諮問	○	○	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○※2	○※2	○※2	○	○
利用の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移管元実施機関等による利用の特例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定歴史公文書等の廃棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の報告等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用等規則	○	○		○											
公文書管理委員会															
公文書管理委員会の設置	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○	○
委員会への諮問	○	○	○	○			○	○					○	○	○
資料の提出等の求め	○	○	○			○	○	○					○	○	○
雑則															
刑事訴訟に関する書類等の取扱い		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
組織の見直しに伴う公文書等の適正管理のための措置	○	○	○				○						○	○	○
罰則		○	○	○	○		○				○		○	○	○
(公布日、施行日)															
公布日	H21.6.5	H31.3.15	R2.3.27	H29.6.14	R1.10.18	R2.3.19	R1.12.23	H31.3.22	R1.10.7	H23.10.14	H23.3.11	H25.3.22	H30.7.20	R1.7.3	H23.3.23
施行日	H23.4.1	R2.4.1	R3.4.1	H29.7.1	R2.4.1	R4.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	H24.4.1	H23.4.1	H26.4.1	H30.10.1	R2.4.1	H24.4.1

※1 愛媛県は廃棄に関する規定のみ

※2 特定歴史公文書の利用に関する審査請求について、新潟県、鳥取県、島根県、香川県は情報公開審査会に諮問している。